

令和4年第2回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年2月18日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
教 育 長 尾 上 慶 昌
教育長職務代理者 木 曾 文 人
委 員 志 水 矛
委 員 井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者
教 育 次 長 長 坂 幸 則
教 育 次 長 入 潮 賢 和
総 務 課 長 西 岐 厚 志
こども育成課長 近 藤 雅 之
学校教育課長 山 本 亮
生涯学習課長 橋 本 政 範
文化財課長 中 田 宗 伯
スポーツ推進課長 笠 原 裕 之
学校給食センター所長 正 木 洋 志
中央公民館長兼市民会館長 本 家 信 治
図書館長兼市史編さん担当課長 小 野 真 一
書 記 澁 谷 文 江
- 5 付議事項
第1号議案 公立学校管理職人事異動について
第2号議案 令和4年度学校給食実施計画について
第3号議案 赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第4号議案 赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第5号議案 令和3年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について
第6号議案 令和4年度赤穂市一般会計予算について
その他 （1）問題行動、いじめ・不登校の状況について
（2）春季休業中における生徒指導について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 木 曾 文 人

署 名 人 池 坂 めぐみ

令和4年第2回赤穂市教育委員会議事録

教育長

皆様、こんにちは。

会議に先立ちまして、委員の皆様方にお諮りしたい案件がございます。

本日の委員会につきましては、傍聴の希望者がおられます。先着順により、すでに2名の方が選ばれております。

赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に規定する事件以外は、公開することとなっておりますが、公開事件に限り、傍聴希望者の方々に傍聴を許可してもよろしいか。

全委員
教育長

異議なし。

異議なしと認め、さよう決めます。なお、本日、報道関係者の傍聴はありません。

それでは、傍聴の方々の入場を許可いたします。

(傍聴人入場、着席)

教育長

ただいまより、第2回教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、第1号議案は人事案件のため、説明員として関係職員のみ入室を許可しております。第2号議案よりその他の説明員の入室を許可することといたします。

はじめに、令和4年第1回教育委員会議事録の署名を井本委員と木曾委員にお願いします。

(教育長署名後、井本委員、木曾委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

木曾委員と池坂委員にお願いします。

議事に先立ち赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第1号議案については、同規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に、第5号議案及び第6号議案につきましては、同規則第5条第1項第4号の、教育予算その他議会の議決を経るべき議

案についての意見の申出に関する事件に、その他（１）については、同規則第５条第１項第７号の会議の公開が不相当である事件に、それぞれ該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員
教育長

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第１号議案並びに第５号議案、第６号議案及びその他（１）については、非公開と決定します。

（ 傍聴人退場 ）

教育長

審議を再開します。

それでは、審議に入ります。

第１号議案「公立学校管理職人事異動について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第１号議案「公立学校管理職人事異動について」説明を行い、その後協議を行った。]

原案承認

（ 説明員 入室 ）

（ 傍聴人入室、着席 ）

教育長

教育委員会を再開いたします。それでは、審議を再開いたします。

第２号議案「令和４年度学校給食実施計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

（ 令和４年度学校給食実施計画について議案３～９ページに基づき説明を行った。 ）

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

資料４を見ますと、各市によって給食日数がずいぶん差があるんですけども、赤穂市の場合、ちょうど中間ぐらいかなというとらえ方をしますけども、この差というのは、どういうところからなんでしょうか。

事務局

年間計画の給食日数の差異でございますが、学校給食センターの稼働日と学校園の学校行事であったり、授業の関係で、日数に差が出ている、というふうに考察をいたしております。

委員

質問じゃないんですけど、３年ほど前に今の質問をされた時に、

令和元年度にも単価がどんどん上がっているんだけど、一応副食費で調整して頑張っているんだということで、2年度はやはりどうしても状況が変わったら、次年度に値上がりします、とかいって、次の年にも値上がりをせずに頑張っている。それをそう聞いたら、白菜をもやしに変えたり、みそ汁をすまし汁にしたりとか、非常に工夫、努力されて、それでかつ赤穂市はおいしい給食で有名なんですけれども、今回はこうやって今まで努力したけれども、やはり副食で調整するんじゃなしに、先ほど課長が言われましたように、給食水準の維持のために、やむなく値上がりしたということで、これは当然、仕方がないことだと思うんですけども、また今後ますます石油とか値上がりしますし、物価も上がってますけれども、今まで以上に努力されて、おいしい給食をお願いしたいと思います。

事務局
教育長

ありがとうございます。

他にご質疑ございませんか。

他にご発言がないようですので、本件につきましては、学校給食会の理事会運営委員会で慎重な審議を経たうえでの上程となっております。

これで、第2号議案、本件「令和4年度学校給食実施計画について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議なし。

以上のおおりの賛成をもちまして、第2号議案は、原案のおおりの議決されました。

次に、第3号議案「赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について議案10ページ及び議案参考資料2ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第3号議案「赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議なし。

以上のおおりの賛成をもちまして、第3号議案は、原案のおおりの議決されました。

次に、第4号議案「赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の

制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について議案 1 1 ページ及び議案参考資料 3 ページに基づき説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

調理員と自動車運転手と勤務時間を合わすというのは、合わすためにこの規則を変えるんだと言われたんですけども、今まで不都合であったからか、勤務の内容が同じものであるから、こうやって7時30分からの勤務を加えたんでしょうか。

事務局

学校給食につきましては、食材の納入から下処理、そして調理、配缶というような作業の流れになっておりますが、学校給食の献立によりまして、下処理作業、野菜の根を切ったり、洗浄したりと、いうふうな作業がかかるときには、数名7時30分から調理員が出勤するのに合わせまして、技能労務職員も出勤をいたしておりました。その際は、30分、時間外手当等をつけまして、勤務しておったわけなんですけども、やはり勤務の目的が調理作業に準じた形で、施設管理、調理作業入るというふうな連動性がございますので、調理員の勤務時間と同等の時間に定めて、必要なときは、必要な人数で、業務するという体制を確立したものであります。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第4号議案「赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員
教育長

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第4号議案は、原案のとおり議決されました。

(傍聴人退場)

教育長

審議を再開します。

次に、第5号議案「令和3年度赤穂市一般会計補正予算(2月)について」事務局の説明を順次お願いいたします。

[非公開案件として、「令和3年度赤穂市一般会計補正予算(2月)について」説明を行い、その審議を行った。]

原案承認

教育長

次に、第6号議案「令和4年度赤穂市一般会計予算について」事務局の説明を順次お願いいたします。

[非公開案件として、「令和4年度赤穂市一般会計予算について」説明を行い、その審議を行った。]

原案承認

教育長

次に、その他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

(傍聴人入室、着席)

教育長

審議を再開いたします。

次に、その他(2)「春季休業における生徒指導について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(春季休業における生徒指導について、議案26～29ページに基づき、説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

昨年と比較して、例えば「家庭への啓発」で、「11時から午前5時は深夜徘徊として補導対象となることも知らせる。」これ昨年にはなかったんですけども、子ども、生徒、親はもちろんですけども、そういうことを、補導の対象となる、補導するんじゃないですけど、そういう対象となることを知らせる。それから、29ページの「交通事故の防止」、これも、昨年にはなかったんですけども、「傘差し運転、携帯電話やイヤホン、法律で禁止されている」という。昨年にはなかったことで、29ページの上段で、「家庭における幼児児童生徒に関する悩みを抱え込むことがないように、ひょうごっ子悩み相談等への、連絡先の周知を図る。」これやはり、困ったら、お父さんやお母さん、家の人とか、春休みやったらちょっと担任の先生には電話ではしにくいけれども、こういう学校から悩みの相談の電話番号を教えてくれたから、ひょうごっ子ならここで聞いてくれるかわからんということで、昨年になくこういうのを追加したことはいいことだと思いますし、それもまたこうやって考えることを新たにまた説明していただければと思います。以上です。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。学校教育課といたしましても、特に先ほどご指摘いただいた28ページの補導対象となる深夜徘徊について、近年の少年事件の多くが、深夜の徘徊から始まっているといったことも聞いておりますので、こういった部分、再度見直しをかけ、また、深夜にかかわらず、もうこの感染症対策の世の中になっておりますので、そういった部分も含めて、家庭で、やっぱり地域で、そして学校でという形ですべての場面で子供たちを見守って行っていきたい、といった思いを込めております。また、29ページの上段にありました、教育相談窓口の件につきましても、県教育委員会の方で全県で行っているSNS相談、いわゆるライン相談ということも可能になっているということもあわせて、これまで周知啓発を図って参りました。これについても、特に春休み、学年のバトンタッチの時期ですので、そういったときに、なかなか相談相手が、そもそも誰に相談をしないのかといったところを見失う子どもたちも多くなってきます。ですので、ご指摘のとおり、こういった相談窓口の紹介の強化というところも考えていきたいというふうに考えております。最後に、29ページのこの下段の兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項のところにつきましても、以前の定例教育委員会でご指摘をいただいたように、自転車に乗っている時のイヤホンの使用といったところは、子どもたちはややもすると、簡単な気持ちで、ちゃんと聞こえているから大丈夫、といった安易な判断に陥ることが多くございましたので、このあたりも徹底して、いけないことはいけない、といった毅然とした指導を重ねて参りたいと考えております。ありがとうございました。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、「春季休業に係る生徒指導について」の報告を終わります。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

(教育委員会臨時会を3月18日(金)午後2時から、第3回定例教育委員会を3月31日(木)午前10時からいずれも赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回教育委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

(午後3時33分閉会)